

2012年度予算要求の回答書 (その1)

党議員団が、12月20日厚木市長に提出していた「2012年度厚木市予算要求書」について、2月7日回答がありました。これから順次、その内容をお知らせします。今回は、東日本大震災・原発事故への対応の回答です。

1 東日本大震災・原発事故を教訓として、市民の生命・財産を守るために

(1) 放射能被害から市民を守るために、情報の取得、周知に努めること。

厚木市では、平成23年8月から、おおむね2週間の間隔で市内22か所の放射線量を測定し、その内容は、給食食材等の検査結果とともに、逐次、市のホームページに掲載しています。また、公民館を始め公共施設の窓口等においてチラシの配布及びポスターの掲示を行い、市民の皆様への周知に努めています。(生活環境課)

(2) 外部被曝を防ぐために、学校、幼稚園、保育園、通学路、公園など、子どもたちが近づく場所、側溝などホットスポットになりやすい場所について、市が責任を持って調査し、放射線量の高いところは除染すること。

市立小・中学校の放射線量の測定につきましては、平成23年10月に側溝、雨樋の下、校庭の隅の吹き溜まり及び腐葉土置場において、放射線量を測定いたしました。その結果、小学校2校の各1か所で、市の基準値(毎時0.18マイクロシーベルト)(以下、「市の基準値」といいます。)を上回る値を検出したため、除染を行います。再測定の結果、安全を確認いたしました。その他の学校においては、全て基準値を下回っています。

なお、平成23年度中に供用の放射線量測定器を1台導入する予定としており、平成24年度における測定の実施方法等については、今後決めています。

保育所(園)の空間放射線量の測定につきましては、平成23年10月14日から28日までの間に、公立及び民間保育所(園)32か所において、園庭等の地表5cmの高さで測定を実施し、いずれの地点でも市の基準値以下の測定結果でした。

今後につきましては、現在、定期的実施している市内22か所の測定状況を把握しながら、

測定結果に変化が見られた場合には、迅速に対応してまいります。

なお、公園につきましては、市内22か所で測定している空間放射線量の数値が市の基準値を超えた場合に、近隣にある公園・緑地等の測定を行うこととしています。

(教育施設課、保育課、公園緑地課)

(3) 内部被曝を防ぐために、小中学校・保育所の給食食材検査の品目と回数を拡大すること。学校給食用食材の放射性物質検査につきましては、7月から月2回程度(各1品目)、専門の検査機関に依頼して検査を実施し、11月には新たな取組として5品目の野菜と調理後の給食(3施設)の検査を実施し、結果を市ホームページに掲載しています。

また、子どもたちの健康を守り、保護者の皆様の不安を解消するため、現在、検査機器の設置に向けて準備を進めています。

なお、測定機器を設置するまでの間は、引き続き、月2回程度、専門機関で検査を実施してまいります。

公立保育所の給食用食材等につきましては、国の安全対策を基に毎日、国・県、関係機関の動向や公表されている検査結果などの情報を注意深く収集するとともに、納入業者による産地の確認、各園での公表、調理過程における十分な洗浄・湯むきなどの対応を行っています。

今後につきましては、教育委員会において、食材の検査機器の導入を予定していることから、当該機器を活用し、保育所給食の食材について、検査を実施してまいりたいと考えています。

(保健給食課、保育課)

(4) 市として、検査機器を確保するなど、食品検査体制を抜本的に強化するとともに、国、県とも連携して検査の市民ニーズに応えられるようにすること。

国が給食用食材の放射性物質を測定できる検査機器購入の補助制度を設けたことで、神奈川県が、県内の市町村が利用できる機器を購入すると聞き及んでいます。厚木市といたしまして

も、未来を担う子どもたちの健康を守り、保護者の皆様の不安を解消するため、検査機器を購入し、検査の充実を図ってまいります。

なお、農産物等につきましては、神奈川県が実施している放射能検査及びJAあつぎの自主検査等の結果、厚木農産物の安全性が確認されており、引き続き神奈川県等と連携を図ってまいります。(保健給食課、保育課、農業振興課)

(5) 希望する子どもの尿検査を実施すること。

低線量放射線への人体の影響につきましては、尿検査での基準値というものがないと示されておりませんので、その結果をもって安全か危険かの判断をすることは困難でありますので、今後の国の考え方や動向を注視してまいります。(保健給食課)

(6) 厚木市に避難している被災者に対して、きめ細かな対応をすること。

市民の皆様と同様に厚木市に避難又は避難を予定する被災された方々が、気軽に安心して相談することができるよう、多種多様な相談に応じるため、一般相談として市民相談員や職員が対応してまいります。

さらに、より専門的な相談案件に対応するため、弁護士による法律相談や税理士による税務相談等の12の特設相談体制で対応してまいります。

また、事業により、関連する庁内各課等とのワンストップサービスによる対応や被災自治体及び関係機関のホームページ等で詳細を確認するなど、引き続き対応をしてまいります。

なお、東日本大震災における原子力発電所の事故による被害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律等について、告示の施行日(平成24年1月1日)に備え、関係各課等を含め、法律の趣旨に基づき、所要の事務等を行うよう庁内に指示したところです。

(7) 放射能汚染に対する国民の不安の大本である原子力発電所の廃止を国

に働きかけること。

原子力発電所の廃止につきましては、国民的コンセンサスを獲得される必要があると認識しています。

また、国の議論や関係自治体との調整の中で今後の方向性が決定されるものと判断しておりますので、その推移を見守ってまいりたいと考えています。(企画政策課)

道路改善要望に すぐ対応

1月28日、サンパークのイオン側階段の、最後の一段で転んだ人がいました。その段だけ奥行きが深く、階段が終わったと勘違いしてしまったのです。



(写真上) 道路維持課にそのことを話したところ、さっそく、現地を見て対応してくれました。

最下段の端に、シルバーの塗装。これなら、わかりやすいですね。(写真下) 転んだご本人に話したら、喜んでいました。



毎年、党議員団も車いすに乗り、

市街地を歩いて、気がついたことについて改善要望をしている「まちうちバリアフリーウォッチング」、今年は2月9日に市に要望書を提出しました。回答が属次第、皆さんにお知らせいたします。

黙っていても変わらないけれど、声を上げることで変えて行くことができます。

道路だけでなく、生活をしている中で、気がついたことがあれば議員団にお知らせください。

道路が陥没しているとかカーブミラーが曲がったなど、市の道路については、道路補修事務所が速やかに対応します。

道路補修事務所：厚木市岡田1-11-10

電話225-2655